

2023年1月17日

各位

会社名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西岡 孝
(東証グロース・コード 1400)
問合せ先 取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電話 03-6427-8088

過年度の適時開示の訂正等に関するお知らせ

当社は、2022年11月30日公表いたしました「外部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、外部調査委員会より調査結果の報告を受けましたが、当該報告を受けて、当社においてのルーデンコイン（以下「RDC」という。）に関する適時開示資料においてその一部またはその全部に事実と異なる内容またはそのおそれがある内容が記載されていたことが判明いたしましたので、下記1.に記載のとおりお知らせいたします（訂正箇所は__を付して表示しております）。

なお、これに伴い、当社は、下記2.及び3.に記載の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正を行い、本日、訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書を関東財務局に提出いたしました。なお、2019年5月23日付けで提出した有価証券届出書は、第19期第1四半期報告書を組込情報として組み込んでいるため、同届出書を訂正し関東財務局に提出致しました。

1. ルーデンコインに関する適時開示資料の訂正等

(ア)平成30年4月16日付適時開示書類「BGL社との資本提携を前提とした業務提携の締結及び「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」の共同開発と実証実験のお知らせ再発防止策に関するお知らせ」の一部訂正について

平成30年4月16日に発表いたしました適時開示書類「BGL社との資本提携を前提とした業務提携の締結及び「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」の共同開発と実証実験のお知らせ再発防止策に関するお知らせ」につきまして、取締役会の決議は存在しませんでしたので、下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

当社は、ブロックチェーン技術を利用した不動産物件認証、不動産売買契約から決済までの一連の流れを電子化する「仮想通貨不動産決済システムプラットフォーム」及び、「仮想登記データ照会システム」の共同開発と共同実証実験を行うため、Blockchain Global Limited（以下、「BGL 社」といいます。）と業務提携契約（以下、「本契約」といいます。）を締結し、併せて BGL 社との間で資本業務提携（以下、「本提携」といいます。）に向けて協議を開始することを決議致しましたので、お知らせいたします。

4. 日程

取締役会決議	平成30年4月16日
契約締結日	平成30年4月16日
提携開始日	平成30年4月16日

（訂正後）

当社は、ブロックチェーン技術を利用した不動産物件認証、不動産売買契約から決済までの一連の流れを電子化する「仮想通貨不動産決済システムプラットフォーム」及び、「仮想登記データ照会システム」の共同開発と共同実証実験を行うため、Blockchain Global Limited（以下、「BGL 社」といいます。）と業務提携契約（以下、「本契約」といいます。）を締結し、併せて BGL 社との間で資本業務提携（以下、「本提携」といいます。）に向けて協議を開始することを決定致しましたので、お知らせいたします。

4. 日程

<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
契約締結日	平成30年4月16日
提携開始日	平成30年4月16日

（イ）平成 30 年 5 月 15 日付適時開示書類「仮想通貨交換所を運営する Canadian Crypto Exchange Corp との仮想通貨不動産決済事業における業務提携契約の締結のお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 5 月 15 日に発表いたしました適時開示書類「仮想通貨交換所を運営する Canadian Crypto Exchange Corp との仮想通貨不動産決済事業における業務提携契約の締結のお知らせ」につきまして、取締役会の決議は存在しませんでしたので、下記のとおり訂正いたします。

（訂正前）

当社は、カナダにおいて、仮想通貨交換所（CCX CANADA.COM）の運営を行う Canadian Crypto Exchange Corp（以下、「CCX 社」といいます。）との間で仮想通貨不動産決済事業における業務提携契約（以下、「本契約」といいます。）締結を決議致しましたので、お知らせ致します。

4. 日程

取締役会決議	平成 30 年 5 月 15 日
契約締結日	平成 30 年 5 月 15 日
提携開始日	平成 30 年 5 月 15 日

(訂正後)

当社は、カナダにおいて、仮想通貨交換所（CCX CANADA.COM）の運営を行う Canadian Crypto Exchange Corp（以下、「CCX 社」といいます。）との間で仮想通貨不動産決済事業における業務提携契約（以下、「本契約」といいます。）締結を決定致しましたので、お知らせ致します。

4. 日程

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
契約締結日	平成 30 年 5 月 15 日
提携開始日	平成 30 年 5 月 15 日

(ウ)平成 30 年 5 月 15 日付適時開示書類「電子トークン「ルーデンコイン」発行委託に関する Blockshine 社との業務提携契約の締結及び電子トークン「ルーデンコイン」の発行検討開始のお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 5 月 15 日に発表いたしました適時開示書類「電子トークン「ルーデンコイン」発行委託に関する Blockshine 社との業務提携契約の締結及び電子トークン「ルーデンコイン」の発行検討開始のお知らせ」につきまして、取締役会の決議は存在しませんでしたので、下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

当社は、Blockchain Global Limited（以下、「BGL 社」といいます。）の関連会社でありブロックチェーンテクノロジー企業である Blockshine Technology Corporation Pty Ltd（以下、「Blockshine」といいます。）との間で、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」構築のための費用調達や、同プラットフォームで決済通貨として利用する電子トークン「ルーデンコイン」発行を行うべく、電子トークン「ルーデンコイン」の発行委託に関する業務

提携契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、本契約に基づき電子トークン「ルーデンコイン」の発行の検討を開始することも決議致しましたので、併せてお知らせいたします。

1. 業務提携の目的、理由及び概要

当社は、平成 30 年 4 月 16 日付「BGL 社との資本提携を前提とした業務提携の締結及び「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」の共同開発と実証実験のお知らせ」にてお知らせした通り、Blockchain Global Limited（以下、「BGL 社」といいます。）と業務提携契約の締結を行い、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」に関する実証実験を平成 30 年 4 月 17 日から開始し、ブロックチェーンベースのシステム構築を行っており、平成 30 年 7 月を目途に実証実験を終了する予定です。また既に当社取扱不動産をビットコインで決済可能とする決済スキームを構築し、これまでに 1 件の不動産をビットコインで決済を行っており、今後もブロックチェーン技術を活用した総合不動産ソリューション（注 1）企業に向けた取り組みを推進してまいります。

当社において、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」、「仮想登記データ照会システム」や「仮想通貨不動産投資信託プラットフォーム」（注 2）といったシステム開発の資金調達、及び同プラットフォームでの決済通貨として利用するため、ICO（注 3）による資金調達の実現に向け電子トークン「ルーデンコイン」の発行委託に関する「本契約」を締結することを決議いたしました。また、本契約に基づき電子トークン「ルーデンコイン」の発行の検討を開始することも決議致しました。

4. 日程

<u>取締役会決議</u>	<u>平成 30 年 5 月 15 日</u>
契約締結日	平成 30 年 5 月 15 日
提携開始日	平成 30 年 5 月 15 日

（訂正後）

当社は、Blockchain Global Limited（以下、「BGL 社」といいます。）の関連会社でありブロックチェーンテクノロジー企業である Blockshine Technology Corporation Pty Ltd（以下、「Blockshine」といいます。）との間で、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」構築のための費用調達や、同プラットフォームで決済通貨として利用する電子トークン「ルーデンコ

イン」発行を行うべく、電子トークン「ルーデンコイン」の発行委託に関する業務提携契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、本契約に基づき電子トークン「ルーデンコイン」の発行の検討を開始することも決定致しましたので、併せてお知らせいたします。

1. 業務提携の目的、理由及び概要

当社は、平成 30 年 4 月 16 日付「BGL 社との資本提携を前提とした業務提携の締結及び「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」の共同開発と実証実験のお知らせ」にてお知らせした通り、Blockchain Global Limited（以下、「BGL 社」といいます。）と業務提携契約の締結を行い、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」と「仮想登記データ照会システム」に関する実証実験を平成 30 年 4 月 17 日から開始し、ブロックチェーンベースのシステム構築を行っており、平成 30 年 7 月を目途に実証実験を終了する予定です。また既に当社取扱不動産をビットコインで決済可能とする決済スキームを構築し、これまでに 1 件の不動産をビットコインで決済を行っており、今後もブロックチェーン技術を活用した総合不動産ソリューション（注 1）企業に向けた取り組みを推進してまいります。

当社において、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」、「仮想登記データ照会システム」や「仮想通貨不動産投資信託プラットフォーム」（注 2）といったシステム開発の資金調達、及び同プラットフォームでの決済通貨として利用するため、ICO（注 3）による資金調達の実現に向け電子トークン「ルーデンコイン」の発行委託に関する「本契約」を締結することを決定いたしました。また、本契約に基づき電子トークン「ルーデンコイン」の発行の検討を開始することも決定致しました。

4. 日程

<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
契約締結日	平成 30 年 5 月 15 日
提携開始日	平成 30 年 5 月 15 日

(エ)平成 30 年 5 月 22 日付適時開示書類「(開示事項の経過) 電子トークン「ルーデンコイン」の発行決議及び「ルーデンコイン」の発行業務委託契約の締結のお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 5 月 22 日に発表いたしました適時開示書類「(開示事項の経過) 電

子トークン「ルーデンコイン」の発行決議及び「ルーデンコイン」の発行業務委託契約の締結のお知らせ」につきまして、取締役会の決議は存在しませんでしたので、下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

(開示事項の経過) 電子トークン「ルーデンコイン」の発行決議及び「ルーデンコイン」の発行業務委託契約の締結のお知らせ

当社は、平成30年5月15日付「電子トークン「ルーデンコイン」発行委託に関する Blockshine 社との業務提携契約の締結及び電子トークン「ルーデンコイン」の発行検討開始のお知らせ」にてお知らせしたとおり、ブロックチェーン技術を活用した不動産取引ソリューションの推進に向け、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」、「仮想登記データ照会システム」や「仮想通貨不動産投資信託プラットフォーム」といったシステム開発の資金調達、及び同プラットフォームでの決済通貨としての利用に向け、「ルーデンコイン」の発行の検討を開始することを開示しております。

当社は、本日の取締役会において「ルーデンコイン」の発行及び、Blockshine Technology Corporation Pty Ltd (以下、「Blockshine」といいます。)との間で、「ルーデンコイン」に関し発行業務に関する業務委託契約(以下、「本契約」といいます。)の締結を決議致しましたので、お知らせ致します。尚、発行決議しました「ルーデンコイン」の詳細は検討中であり、「ルーデンコイン」の仕様は変更の可能性があるため、確定したものではありません。また、ルーデンコインの仕様等、本日決定した内容に変更があれば速やかに開示させていただきます。なお「ルーデンコイン」の販売は日本国内では行いません。

2. 業務委託契約の内容

当社は、Blockshine との間で以下の業務における業務委託契約の締結を決議致しました。なお、当社が現在想定している「ルーデンコイン」の仕様については後段「3. 「ルーデンコイン」の内容」のとおりとなります。

(訂正後)

(開示事項の経過) 電子トークン「ルーデンコイン」の発行の決定及び「ルーデンコイン」の発行業務委託契約の締結のお知らせ

当社は、平成30年5月15日付「電子トークン「ルーデンコイン」発行委託に関する Blockshine 社との業務提携契約の締結及び電子トークン「ルーデン

コイン」の発行検討開始のお知らせ」にてお知らせしたとおり、ブロックチェーン技術を活用した不動産取引ソリューションの推進に向け、「仮想通貨不動産決済プラットフォーム」、「仮想登記データ照会システム」や「仮想通貨不動産投資信託プラットフォーム」といったシステム開発の資金調達、及び同プラットフォームでの決済通貨としての利用に向け、「ルーデンコイン」の発行の検討を開始することを開示しております。

当社は、本日 (削除)「ルーデンコイン」の発行及び、Blockshine Technology Corporation Pty Ltd（以下、「Blockshine」といいます。）との間で、「ルーデンコイン」に関し発行業務に関する業務委託契約（以下、「本契約」といいます。）の締結を決定致しましたので、お知らせ致します。尚、発行の決定をしました「ルーデンコイン」の詳細は検討中であり、「ルーデンコイン」の仕様は変更の可能性があるため、確定したものではありません。また、ルーデンコインの仕様等、本日決定した内容に変更があれば速やかに開示させていただきます。なお「ルーデンコイン」の販売は日本国内では行いません。

2. 業務委託契約の内容

当社は、Blockshine との間で以下の業務における業務委託契約の締結を決定致しました。なお、当社が現在想定している「ルーデンコイン」の仕様については後段「3. 「ルーデンコイン」の内容」のとおりとなります。

(オ)平成 30 年 8 月 29 日付適時開示書類「ルーデンコイン発行に向けた特別アドバイザー就任のお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 8 月 29 日に発表いたしました適時開示書類「ルーデンコイン発行に向けた特別アドバイザー就任のお知らせ」につきまして、取締役会の決議は存在しませんでしたので、下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

当社は、平成 30 年 8 月 29 日開催の取締役会において、平成 30 年 9 月 3 日付で下記の 4 名をルーデンコイン発行に向けた特別アドバイザーとすることを決議いたしましたので お知らせいたします。

(訂正後)

当社は、平成 30 年 8 月 29 日 (削除)、平成 30 年 9 月 3 日付で下記の 4 名をルーデンコイン発行に向けた特別アドバイザーとすることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

(カ)平成 30 年 12 月 20 日付適時開示書類「(開示事項の経過) 当社子会社 ICO による資金調達の結果及び資金使途の変更に関するお知らせ」の取り下げ

【取り下げの理由】

当社は 2018 年 12 月の RDC の販売により調達したと認識していた 1700 ビットコイン (以下「BTC」という。) については RDC 販売対価と認定するのは困難であり、Ruden Singapore Pte. Ltd. が BTC を調達していなかったと判断しております。また現金入金された 400,000USD についても新規仮想通貨公開 (ICO) で調達したものと認定するのは困難であると判断されることから、400,000USD 及び 1700BTC が ICO で調達されたことを前提に行われた開示はすべて訂正することとしました。

(キ)平成 31 年 2 月 21 日付適時開示書類「(開示事項の経過) 当社子会社の ICO に伴う会計処理及び開示事項の訂正について」の取り下げ

【取り下げの理由】

当社は 2018 年 12 月の RDC の販売により調達したと認識していた 1700 BTC については RDC 販売対価と認定するのは困難であり、Ruden Singapore Pte. Ltd. が BTC を調達していなかったと判断しております。また現金入金された 400,000USD についても新規仮想通貨公開 (ICO) で調達したものと認定するのは困難であると判断されることから、400,000USD 及び 1700BTC が ICO で調達されたことを前提に行われた開示はすべて訂正することとしました。

(ク)令和元年 6 月 28 日付適時開示書類「(開示事項の変更) 当社子会社による不動産プラットフォーム構築完了予定日の変更に関するお知らせ」の取り下げ

【取り下げの理由】

当社は 2018 年 12 月の RDC の販売により調達したと認識していた 1700 BTC については RDC 販売対価と認定するのは困難であり、Ruden Singapore Pte. Ltd. が BTC を調達していなかったと判断しております。また現金入金された 400,000USD についても新規仮想通貨公開 (ICO) で調達したものと認定するのは困難であると判断されることから、400,000USD 及び 1700BTC が ICO で調達されたことを前提に行われた開示はすべて訂正することとしました。

(ケ)令和元年 8 月 19 日付適時開示書類「(開示事項の経過) 当社子会社による不動産プラットフォーム構築完了に関するお知らせ」の取り下げ

【取り下げの理由】

当社は2018年12月のRDCの販売により調達したと認識していた1700BTCについてはRDC販売対価と認定するのは困難であり、Ruden Singapore Pte. Ltd. がBTCを調達していなかったと判断しております。また現金入金された400,000USDについても新規仮想通貨公開（ICO）で調達したものと認定するのは困難であると判断されることから、400,000USD及び1700BTCがICOで調達されたことを前提に行われた開示はすべて訂正することとしました。

(コ)令和3年2月10日付適時開示書類「(開示事項の経過)当社子会社ICOによる資金調達の資金使途の経過及び変更に関するお知らせ」の取り下げ

【取り下げの理由】

当社は2018年12月のRDCの販売により調達したと認識していた1700BTCについてはRDC販売対価と認定するのは困難であり、Ruden Singapore Pte. Ltd. がBTCを調達していなかったと判断しております。また現金入金された400,000USDについても新規仮想通貨公開（ICO）で調達したものと認定するのは困難であると判断されることから、400,000USD及び1700BTCがICOで調達されたことを前提に行われた開示はすべて訂正することとしました。

2. 本日付けで関東財務局に提出した訂正有価証券報告書・訂正四半期報告書

(ア)訂正有価証券報告書

第20期 有価証券報告書（自2019年1月1日至2019年12月31日）

第21期 有価証券報告書（自2020年1月1日至2020年12月31日）

第22期 有価証券報告書（自2021年1月1日至2021年12月31日）

(イ)訂正四半期報告書

第20期 第1四半期報告書（自2019年1月1日至2019年3月31日）

第20期 第2四半期報告書（自2019年4月1日至2019年6月30日）

第20期 第3四半期報告書（自2019年7月1日至2019年9月30日）

第21期 第1四半期報告書（自2020年1月1日至2020年3月31日）

第21期 第2四半期報告書（自2020年4月1日至2020年6月30日）

第22期 第1四半期報告書（自2021年1月1日至2021年3月31日）

第22期 第2四半期報告書（自2021年4月1日至2021年6月30日）

第22期 第3四半期報告書（自2021年7月1日至2021年9月30日）

3. 本日付けで開示する訂正決算短信・訂正四半期決算短信

2019年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕

2019年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕

2019年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕

2019年12月期 決算短信〔日本基準〕

2020年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕

2020年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕

2020年12月期 決算短信〔日本基準〕

2021年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕

2021年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕

2021年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕

2021年12月期 決算短信〔日本基準〕